

令和 8 年熊本地震に伴う被災地支援について

被災者受け入れ、義援金の受付を開始

令和 8 年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

武雄市では、被災された地域の日も早い復旧・復興を支援するため、庁内に「令和 8 年熊本地震支援窓口」を設置しました。

今後、関係機関と協議しながら、被災地の状況や必要とされる支援を把握し、できる限りの支援に取り組んでいきます。

また、武雄市が実施する支援の取り組みについては、市ポータルサイト内の専用ページにおいて、市民の皆様に迅速かつ分かりやすくお届けいたします。

令和 8 年熊本地震支援専用ページ

URL : https://www.city.takeo.lg.jp/R8kumamoto_shien/index.html

■被災された方の受け入れについて

被災された方の生活を支援するため、市営住宅による受け入れを行います。

対象となる方や申込方法、受け入れ可能な住宅等の詳細については、別紙 1 の通り。

■義援金の受付について

下記の通り募金箱を設置し「令和 8 年熊本地震災害義援金」を受け付けます。いただいた義援金は、日本赤十字社佐賀県支部武雄市地区（武雄市社会福祉協議会）を通じて、日本赤十字社に送り、被災者の皆様に全額をお届けします。

【受付場所・受付期間】

期間：7 月 31 日～当面の間

場所：武雄市役所 1 階総合案内・市内各町公民館（8 時 30 分～17 時 15 分）

武雄市図書館・歴史資料館、武雄市こども図書館（9 時～21 時）

武雄温泉駅観光案内所（8 時 30 分～19 時）

※領収書が必要な方は、武雄市福祉課窓口又は武雄市社会福祉協議会窓口で受付いたします。

■支援物資について

7 月 31 日、一般社団法人「おもやい」を通じて、氷川町へ以下の物資を支援しました。

飲料水 240 本（500ml）、携帯トイレ（540 回分）

また武雄市の職員 3 名が「おもやい」に帯同し、現地の状況を確認しております。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市 総務部 防災・減災課 TEL 0954-23-9223

災害による市営住宅の一時使用について

令和 8 年熊本地震において住宅の使用が困難になった方に市営住宅等を一時的に提供します。

1. 対象者

令和 8 年熊本地震で被災された方

2. 一時使用許可の期間

一時使用許可の期間は、原則として 6 ヶ月です。理由により延長申請をしていただき、許可されれば最長 1 年までとなります。

3. 一時使用期間中の家賃、使用料等について

- (1) 使用料（家賃・駐車場代）は全額免除します。
- (2) 敷金は、必要ありません。
- (3) 保証人については必要としません。

4. 光熱水費等の負担について

電気・水道・ガス等の光熱水費や共益費は住宅使用者の負担となります。

5. 留意事項

- (1) 市営住宅には照明、エアコン等の家電製品等はありません。用意できるものもありますのでご相談ください。
- (2) ペットの持込み（飼育）はできません。

6. 修繕の連絡、駐車場の区画について

市営住宅の管理については、指定管理事業者（武雄ガス株）へ委託しています。修繕の連絡、駐車場の区画については、武雄ガス株まで問い合わせく

ださい。

市営住宅指定管理者 武雄ガス株 電話 0954-20-1501

7. 修繕費用の負担

退去時の畳の表替え・襖の張替え等の原状復旧は免除します。ただし、住宅を模様替えした場合の原状復旧や使用者の過失による損害等により修繕の必要が生じたときは、使用者負担となります。

8. 住宅の返還

一時使用した住宅を退去するときは、退去する日の 10 日前までに、「住宅返還届」を武雄市役所生活環境課に提出し、当該住宅の検査を受けていただきます。退去検査は指定管理者武雄ガス株により行います。

■ 申請に必要な書類

- (1) 住宅一時使用許可申請書
- (2) リ災証明書

※後日提出でも可能ですが、提出されない場合一時使用許可を取消す場合があります。

- (3) 誓約書
- (4) 被災写真（建物全景と住宅内の2種類 住むことが困難である状況が分かるもの）
- (5) 本人確認書類（免許書、マイナンバーカード等）

■ 対象住宅

住宅名	住所
下山住宅	武雄市武雄町大字武雄 3340 番地 2
中野住宅	武雄市朝日町大字中野 6453 番地 1、6567 番地 1
久保田住宅	武雄市山内町大字宮野 25820 番地 1

■ 管 理 人

各団地には、共益費や駐車場などの共同施設を管理している管理人がいます。入居する際に管理人をお伝えしますので、管理人へ連絡してください。

お問合せ先

○市営住宅の一時使用についてのお問合せ先

武雄市役所 生活環境課

電話 : 0954-23-9221 (受付時間 平日の8:30~17:15)

E-mail : kankyou@city.takeo.lg.jp

○修繕、駐車場についてのお問合せ先

武雄市営住宅指定管理者 武雄ガス(株) 電話 0954-20-1501

